

2022年5月13日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫様
熊本県知事 蒲島 郁夫様

代表連絡先（賛同団体は別紙掲載）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13

TEL:090-2505-3880

球磨川水系河川整備計画原案に関する意見聴取に関する申し入れ書

4月23日から27日まで球磨川・川辺川流域9会場で開催された球磨川水系河川整備計画原案（以下原案）に関する公聴会では33人の住民が意見を述べ、計120人が傍聴したと報道されています（5月3日付け熊本日日新聞）。また、貴省や県のWEBサイトからも全国の人たちの意見が登録され、郵送でも意見が届いていることと思います。

公聴会では「国への批判やダムに懐疑的な意見が噴出した」と報道されています（同新聞）。4月20日、私たちが国交省、熊本県に提出した「球磨川水系河川整備計画原案に関する意見聴取に関する抗議文」で指摘した通り、公聴会での公述や傍聴について短い申し込み期間で、しかも煩雑な手続きであったにもかかわらず、これだけの住民が意見を述べ、傍聴したということは、球磨川・川辺川に行く末に多くの人が深い関心を寄せ、自分の問題として考えていることの証左です。

河川整備計画の策定について河川法第十六条の二第4項には「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とあります。公聴会や意見聴取は「関係住民の意見を反映させる」ためのものであった訳ですから、そこで出された意見は当然整備計画に反映させるべきです。つきましては、以下の事項を申し入れます。

記

1. 国交省と熊本県は公聴会で公述人が述べた意見や公募して出された意見を球磨川水系河川整備計画に反映すること。
2. 反映する場合は、どのように反映したかを分かりやすく説明すること。
3. 反映しない場合は、その理由を公表すること。

以上

賛同団体一覧

7・4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会 共同代表 鳥飼 香代子 市花 保
坂本町被災者・支援者の会 代表 本田 進
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 共同代表 岐部 明廣
美しい球磨川を守る市民の会 代表 出水 晃
瀬戸石ダムを撤去する会 共同代表 出水 晃 上村 雄一 本田 進

2022年5月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫様

代表連絡先（賛同団体は末尾掲載）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 中島 康

〒860-0073 熊本市西区島崎 4-5-13

TEL:090-2505-3880

球磨川水系河川整備計画原案への県知事意見聴取に関する要請書

現在、策定中の球磨川水系河川整備計画について、河川法第十六条の二第5項には「河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない」とあります。今後、貴職がこの整備計画の原案に関して意見を述べることとなりますが、貴職は一昨年の豪雨災害以降、「今の民意は命と環境の両立を求めている」と述べ、流水型の穴あきダムを求めています。

しかし、公聴会での公述人の意見は33名中、ダムに反対または懐疑的な意見が25名と多数でした。また、この問題の当事者である豪雨災害の被災者に対する昨年行われたアンケート結果でも被災者の多くがダムよりも河床掘削や山林の保全などを求めていることが明らかになっています。被災者を始めとする流域住民が考える「命と環境の両立」はダムではなく、ダムによらない治水ということです。

貴職は県民の代表として意見を述べる訳ですから、貴職個人の考えではなく、被災者を始めとする流域住民・県民の意見を踏まえるべきです。つきましては、以下の事項を要請します。

記

1. 貴職が球磨川水系河川整備計画原案について意見を述べる前に、流域住民及び県民の意見を聴き、また住民の求めに応じて共同検証を行うこと。
2. 具体的な意見聴取方法は住民と協議して決定すること。

以上

賛同団体一覧

7・4球磨川流域豪雨被災者・賛同者の会 共同代表 鳥飼 香代子 市花 保
坂本町被災者・支援者の会 代表 本田 進
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 共同代表 岐部 明廣
美しい球磨川を守る市民の会 代表 出水 晃
瀬戸石ダムを撤去する会 共同代表 出水 晃 上村 雄一 本田 進